

いて、性暴力を決して許さないという姿勢を内外に明確に示し、日頃から必要な措置を講じることが重要である。

- 具体的には、対象事業者において、次の（１）から（４）までに掲げる事項を実施することが必要である。

- （１）服務規律等の整備・周知
- （２）施設・事業所環境の整備
- （３）対象業務従事者に対する研修
- （４）児童等や保護者への教育・啓発

（１）服務規律等の整備・周知

- 児童対象性暴力等及び「不適切な行為」の範囲及び事実評価のプロセスについて明確にしておくことは、適切な事実確認や、それに基づく妥当な判断・処分を行い、児童等の保護・労働者保護の両方につなげていく上で必要である。
- このため、各対象事業者においては、事前に服務規律等を定めた文書等において、これらを明確化した上で、対象業務従事者並びに児童等及びその保護者に対して、周知する必要がある。
- 具体的には、対象業務従事者については内部規程（就業規則等）やマニュアル等、児童等及び保護者については入学・入園時に交付する資料等により、次に掲げる事項等を明確化するとともに、法第８条等に基づく対象業務従事者に対する研修（本節「（３）対象業務従事者に対する研修」参照）や児童等や保護者への教育・啓発（本節「（４）児童等や保護者への教育・啓発」参照）といった取組を通じ、周知することが必要である。
 - ・ 児童対象性暴力等及び「不適切な行為」の範囲
 - ・ これらの行為を行ってはならないこと
 - ・ これらの行為を行った者については厳正に対処すること

（２）施設・事業所環境の整備

① 施設・事業所環境整備の重要性

- 児童対象性暴力等を未然に防止する観点から、他の児童等や対象業務従事者の目が行き届きにくい環境を可能な限り減らしていくことや、「性暴力を許さない」などの意識を啓発するような環境を整備することが重要である。
- このため、対象事業者においては、施設等で複数の目が行き届くような体制を整備することが重要であり、ハード面（物理的環境の見直しによる密室状態の回避、児童対象性暴力等や「不適切な行為」を抑止する掲示等）及びソフト面（巡回の実施・強化、複数の教員等での児童等の見守り等）の両面から、施設・事業所環境を整備する必要がある。担任だけではなく複数の教員等で見守ることは、児童対象性暴力等の早期把握のためにも有効である。

- また、児童対象性暴力等の未然防止のためには、防犯カメラ等（防犯カメラ（常設型・可搬型）、人感センサー、送迎車内も撮影できるドライブレコーダー等）を活用すること、巡回を実施・強化すること、従事者間で死角となりやすい場所等について議論して意識を高めること、児童等から死角となりやすい場所等に関する意見を募ること等が有効である。

② 防犯カメラ等の活用に関する留意点

- 防犯カメラ等は、児童対象性暴力等の防止の観点から、次のような点で有効であると考えられる。
 - ・ 児童対象性暴力等の発生の抑止力となること
 - ・ 異常の早期検知が容易になること
 - ・ 児童対象性暴力等の疑いが生じた場合の事実確認の際、加害の事実がある場合にもない場合にもその証明となり、児童等・対象業務従事者の双方をトラブルから守ること
 - ・ 児童対象性暴力等が発生した際の証拠となり得ることから、被害申告を促す効果が考えられること
- その具体的な設置場所としては、例えば、目が行き届きにくい、死角となりやすい場所や、面談室など児童等と一対一にならざるを得ない場所等が考えられる。
- 設置・運用に当たっては、個人のプライバシー、児童等への心理的な影響、現場の萎縮（教育内容など）、目的外利用の禁止といった観点にも配慮しながら、関係者間で丁寧な議論を行った上で、必要な運用ルールについて合意しておくことが重要である（例：児童対象性暴力等が行われた疑いがある場合に限って、録画又は録音内容の確認を行うなど）。
- 特に、施設内での防犯カメラの映像は、業務上必要な範囲に限って利用することとし、私用端末は録画又は録音には使用しないこと、不必要な複写や加工は行わないこと、映像の共有範囲を適切に限定することが必要である。個人情報に該当するデータについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に則って適切に管理される必要がある。
 - ※ インターネットに接続されたカメラ等の情報セキュリティの向上については、「ネットワークカメラシステムにおける情報セキュリティ対策要件チェックリスト」（平成 30 年 3 月 30 日独立行政法人情報処理推進機構特定用途機器情報セキュリティ対策検討委員会）を適宜参照すること。
- また、面談室など児童等と一対一になる場合の記録のための録画又は録音については、次に掲げる対応が必要である。
 - ・ 児童等の心理的障壁等の観点から業務の性質上支障がない場合、かつ、児童等や保護者の意向を丁寧に把握した上で、その同意が得られた場合にのみ行うこと。相談の際の防犯カメ

ラ等の設置、録画等の要否の判断に当たっては、当該相談に対応するカウンセラー等の判断も尊重すること。

- ・ 防犯カメラ等を活用しない場合にも、その場で行われた会話等を最後に双方で確認するなど、トラブル防止のための対応を行うこと。

※ 同様に、児童養護施設等の生活の場においては、特に児童等のプライバシーに配慮し、意向聴取・同意取得等を丁寧に行った上で設置することが必要である。

- 防犯カメラ等の設置に当たって、個人のプライバシー、現場の萎縮等に配慮するための工夫としては、次のような対応が挙げられる。

- ・ 撮影したデータは、何か事案が発生したときに検証するために用いることとし、何もなければ映像は見ない／非公開にする／一定期間の後に消去するなどのルールを設けること

※ 児童対象性暴力等は、発覚するまでに一定の期間を要することが多く、証拠保全の観点からは、管理に必要な負担も踏まえた上で、可能な限り長期間保存することが望ましい。

- ・ 責任者や管理職以外の者が、防犯カメラ等を操作することができないようにすること
- ・ プライバシー保護の観点から撮影が難しい閉鎖的空間（例：児童の居室、トイレ、更衣室、浴室）については、その入口にカメラを設置し、その際、室内が映らないよう入退室のみを記録し、被害の疑いが生じた場合の検証に活用できるようにすること
- ・ 録画だけでなく、録音を行う場合には、より個人のプライバシーに配慮する必要があるため、同意取得等を含めて、丁寧な対応が求められること

- 防犯カメラ等は、巡回や鍵の管理など様々な防犯対策のうちの一つであり、児童等のケガ・事故やトラブルなどの検証等の観点からも、事業の様態や現場の事情に応じて導入の検討がなされるものでもある。各対象事業者においては、法の施行に伴い、防犯カメラ等の活用のメリットや留意点も踏まえつつ、対象児童等の発達段階や事業の性質などの事業の実情に応じて、設置・運用の在り方を検討することが望ましい。

（３）対象業務従事者に対する研修

- 全ての対象業務従事者が、こどもの権利を理解し、児童対象性暴力等の加害の抑止や、児童対象性暴力等の疑いが生じた場合の対応に関する理解を深め、未然防止・早期発見等につなげることが重要である。

- 特に、加害者の中には、「少し触っただけで大したことではない」「実は児童も喜んでいる・嫌がっていなかった」「児童が好意を寄せてきており、それに応えただけ」など、「認知の偏り」と呼ばれる一方的な思い込みに陥っている者もいることから、対象業務従事者が、「性暴力はどこでも起こり得るものだ」との意識を持ち、こどもの権利や性暴力の要因についての理解を深めることにより、加害者になることを未然に防ぐことも期待される。

- このため、法第8条等に基づき、対象事業者は、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修を対象業務従事者に受講させなければならない。

① 研修事項

- 研修事項は、次のアからクまでに掲げる内容を含むものとし、座学と演習を組み合わせたものとする。なお、座学と演習は、必ずしも同日に行う必要はないが、いずれも業務に従事する前に完了することが求められる。なお、キ及びクは、対象事業者が実施する措置に関する内容であるが、対象業務従事者の理解も重要であることに鑑み、研修事項に含むこととしている。

ア 対象業務従事者による児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項（児童対象性暴力等が生じる要因、こどもの権利等）

- ・ こどもの権利についての理解（一人の人間として人権を持つこと、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利があること、こどもの同意があったと主張して児童対象性暴力等を正当化することはこどもの意見を尊重することには決してならないこと等）
- ・ 法の概要（趣旨、対象事業者等）
- ・ 児童等に対する性暴力の特性（被害の深刻さ、被害の発見・開示のしづらさ、被害の相談・開示までのプロセス等）
- ・ 加害者個人に起因する要因（「認知の偏り」、「性的手なずけ（グルーミング）」等）・環境に起因する要因（支配性を有する立場等）

イ 児童対象性暴力等及び「不適切な行為」の範囲

- ・ 児童対象性暴力等には、わいせつな言動、盗撮等が含まれること
- ・ 児童対象性暴力等につながり得る「不適切な行為」は、各事業者においてルールを設定し、関係者で認識を共有することが重要であること

ウ 児童対象性暴力等及び「不適切な行為」の疑いの早期発見

- ・ 日常観察及び面談・アンケートの留意点

エ 相談、報告等を踏まえた対応

- ・ 被害等の相談を受けた際の心構え・対応の留意点（寄り添い、二次被害・記憶の汚染の防止等）
- ・ 対象業務従事者が行う具体的な対応の流れ（疑い段階から重く受け止めて、ルールに則って速やかに報告すること等）
- ・ 対象事業者が行う具体的な対応の流れ（事実確認からおその判断・対応の決定まで）

オ 被害児童等の保護・支援

- ・ 被害児童等・保護者への真摯な対応
- ・ 見守り・寄り添い等の例

カ 犯罪事実確認において対象業務従事者に求められる対応

- ・ 犯罪事実確認の手続の全体像
- ・ 対象業務従事者に求められる対応

キ 防止措置の基礎的事項

- ・ おそれがあると認められる場合
- ・ 防止措置の内容

ク 厳格な情報管理の必要性

- ・ 対象事業者に課せられる情報管理措置の内容（性犯罪歴に関する適切な情報の取扱い等）

○ 演習については、次のアからウまでに掲げる事項を満たすものとする。

ア 目標

- ・ こどもに接する具体的場面での適切な対応が、理解・イメージできるようになること。

イ 方法

- ・ 加害者が陥りやすい「認知の偏り」と呼ばれる一方的な思い込みをシミュレートする、児童対象性暴力等・「不適切な行為」の疑い等が生じた際に実際取るべき行動をシミュレートするなど、「自分ごと」として、受講者1人1人が実践的に考える機会を設けること。

ウ 内容

- ・ 次の（ア）及び（イ）の内容を必ず含むこと。

（ア） 「不適切な行為」の具体的な内容を理解させるものであること

（イ） 児童対象性暴力等・「不適切な行為」の疑いが生じた際に取るべき行動（こども・保護者から相談を受けた時、他の従事者から相談を受けた時）をシミュレートすること

○ また、演習を行う際には、次に掲げる事項を実施することが望ましい。

- ・ 各事業者において、事業内容に応じた演習内容とすること
- ・ 演習等を通じて、対象事業者内でのルール、対応体制、環境（死角のある場所）等の見直しに活かすこと

【例】現場で適切か否かの判断が難しい「身体接触」の方法について、現場の対象業務従事者が悩みや認識を共有しながら、対象業務従事者から児童等への児童対象性暴力等が生じ得るという前提に基づいた適切な対応や支援の在り方を、個別具体的に考えていく など

② 研修の実施方法

ア 実施主体

- 研修については、その実施主体は問わない。制度の対象事業者・対象業務従事者が多様であることを踏まえ、業界団体や対象事業者において、事業の特性や、児童等の発達段階・特性に応じて工夫された研修が実施されることが望ましい。
- 複数の業界団体による合同開催や、業界団体による別研修（虐待対応等）との組合せ開催等も考えられる。
- 対象事業者においては、自ら研修を実施しない場合であっても、対象業務従事者が研修を受講したことを確認しなければならない。

イ 受講時期

- 研修は、原則として、児童等に接する業務に従事する前に受講させる必要があり、学校設置者等の施行時現職者については、原則として、施行前に研修を受講させる必要がある。
- 認定事業者等については、法第20条第1項第5号において、認定時現職者に研修を受講させていることを要件としているため、認定等の申請時に、当該研修の受講を証する書類（研修実施計画書、事業者内の研修のお知らせ等）を提出する必要がある。
- また、研修は、次のような観点から、1回限りとするのではなく、定期的に受講させること、日常的な取組の中に組み込むこと等が望ましい。
 - ・ 「自分ごと」として実際に行動できるようにしていくためには、定期的な研修により意識を醸成・定着させることが重要であること
 - ・ 対象事業者のルール（就業規則、「不適切な行為」の範囲等）の更新を踏まえて、定期的に知識のアップデートを行うことが必要であること
 - ・ 死角の場所、「不適切な行為」等の判断に迷う事例等について、日々のミーティング等で積極的に振り返り、対応を検討することにより、無理なく効果的に意識の醸成・定着が図られること

ウ 研修方法

- 研修は、座学及び演習を受講することが必要であり、次の（ア）から（ウ）までのいずれかの方法によることとする。
 - （ア）標準研修
対象業務従事者が児童等と接する業務に従事するに当たり、理解しておくことが望ましい標準的な内容を網羅できるよう、こども家庭庁が作成した研修動画（標準動画）を用いた研修
 - （イ）要点研修

対象業務従事者が児童等と接する業務に従事するに当たり、理解しておくことが最低限必要な内容を網羅できるよう、こども家庭庁が作成した研修動画（要点動画）を用いた研修

（ウ）独自研修

業界団体・対象事業者が独自に実施する研修であって、①に記載の研修事項を満たす座学及び演習が行われるもの

- 標準研修は、対象業務従事者が理解しておくべき標準的な内容を含むものであるため、原則として、対象業務従事者は標準研修を受講すること。特に、期間の定めのない労働者を始め、中長期での従事が予定される者については、こども家庭庁の作成する研修教材を用いる場合、標準研修を受講することを想定している。
- 不定期・短期間で従事する者等、標準研修の受講が直ちに困難である者については、要点研修を受講することを可能とする。
- 標準動画及び要点動画には、演習用の課題・内容を含むため、動画視聴を通じた個人単位の演習とすることも可能であるが、特に標準研修においては、可能な限り集団での演習を行い、対話等を通じて、気づきや考えを深めることが重要である。
- また、業界団体や対象事業者において、事業の特性や、児童等の発達段階・特性に応じて工夫された独自研修が実施されることも考えられる。標準研修や要点研修と独自研修は択一的な関係にあるものではなく、標準研修又は要点研修を実施した後に、独自研修で追加的・補足的事項を取り扱う等の工夫も可能である。また、「研修」という形式をとらずとも、日々の振り返り等の中で、業務上気になった点等を対象業務従事者間で議論すること等も有効である。

エ その他の留意点

- 研修の実施に当たっては、第三者性の確保の観点から、専門的な知見を有する外部有識者等による講義や研修教材の監修を受けること等が望ましい。
- 法第8条等に基づく研修を実施するに当たっては、教員性暴力等防止法に基づく研修等の他の研修において重複する内容を扱っている場合については、省略することを可能とする。
- 研修は、対象事業者が対象業務従事者に必ず受講させることが必要なものであることから、対象事業者においては、研修時間は労働時間に含まれることに留意する必要がある。

(4) 児童等や保護者への教育・啓発

① 児童等への教育・啓発

ア 児童等への教育・啓発の重要性

- 児童等は、発達段階、特性等により、性暴力被害を受けたと認識することができない場合があるため、それに乗じて加害が行われやすくなったり、被害の発見が遅れたり、見逃されたりしている事案が生じていると考えられる。
- このため、児童等が児童対象性暴力等の被害者や傍観者にならないような教育・啓発を、児童等の発達段階等に応じて行うことが重要である（詳細は横断指針 p. 24～27 参照）。

イ 児童等が知るべき内容

- 児童等が、こどもの権利や性に関するルールについて知ることは、被害の未然防止や、万が一被害を受けた時の早期発見等につながると考えられ、こうした内容については、様々な機会を通じて繰り返し、発信していくべきものと考えられる。
- 児童等が知るべき内容の例としては、次の(ア)及び(イ)のようなものが考えられる。

(ア) こどもの権利

- こどもの権利とは、誰かに支配されるのではなく、こども自身が自分自身の人生を自分らしく生きるということであり、児童等に、自分のことは自分で決めていいこと、自分の意見を言ってもいいこと、自分が嫌な時は嫌だと言っていいことを伝えることが重要である。こどもの権利を学び、児童等が、自分自身が大切な存在であることを知ることで、危険な状況になったときに「嫌」という感覚を持つことや、それを表明することができるようになりやすくなると考えられる。

(イ) 性に関するルール

- 児童等に対しては、次に掲げること等を伝えることが重要である。
 - ・ 「プライベートゾーン（水着で隠れる身体部分と口。自分だけの大切な場所）」を他の人に見せたり触らせたりしないこと
 - ・ 他の人のプライベートゾーンを見たり触ったりしてはいけないこと
 - ・ それぞれの性の違いを認識し、互いの考えや気持ちを尊重すること
 - ・ 性的な言動で他の人を不愉快にすることはいけないこと
 - ・ 相手を従わせたり、嫌がることをしたりしないこと
 - ・ 人と人との間には安心・安全な距離があり、その境目を「境界線」と呼ぶこと
 - ・ 自分と人の境界線を大切にすることは、みんなが安心・安全に暮らすために必要なこと

- また、児童対象性暴力等や「不適切な行為」に関する各対象事業者のルールを周知し、どのような行為について気を付けるべきか共通認識を得ておくことが重要である。

ウ 児童等への教育・啓発に当たっての留意点

- 各対象事業者においては、児童等の発達段階・特性や事業の特性に応じて、文部科学省が学校教育において推進している「生命（いのち）の安全教育」の教材等も活用しながら、こどもの権利や性に関するルール、各事業における「不適切な行為」等について、児童等への教育・啓発を行う必要がある。
- 特に、学校、保育施設等については、既に教員性暴力等防止指針及び保育士性暴力等防止基本指針に基づき、こうした教育・啓発を行うべきことが位置付けられており、また、通園・通学する児童等が多いことから、こうした教育・啓発を行う中心的施設となると考えられる。
- その際、児童等への相談窓口の周知やアンケートの実施等にあわせて教育・啓発を行うなど、日々の教育、保育活動の中で取り組むことが望ましい。
- このほか、児童等の発達段階に応じて、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項を伝えておくことも有効である。
 - （ア）身近な人からの性加害が多く、誰でも性被害に遭うリスクがあること
 - （イ）性的なことについてうわさを立てることは、被害者の心を傷つけ、二次的な被害を与えることであり、うわさを立てたり拡げたりしてはならないこと
 - （ウ）こうしたことは、被害者だけでなく、（もしかしたら将来被害に遭うかもしれない）自分や友人を守ることにもつながること

② 保護者に対する周知・啓発

ア 保護者に対する周知・啓発の重要性

- 保護者は、日頃から教育、保育等の現場と一体となって児童等の成長を見守る重要な役割を担っていることから、法に基づく教育、保育等の現場の取組について理解を求めることが必要である。
- また、児童等が児童対象性暴力等の被害を受けた場合に、その保護者は、児童等から被害の開示を受けるとともに、児童等の回復を支える最も身近な存在として、適切な対応を取ることが期待される立場にある。一方、児童等とともに保護者も大きな精神的ダメージを受けるため、混乱したまま対応してしまうことがある。
- このため、保護者に対しても、法における犯罪事実確認その他の安全確保措置等の仕組みや、これに基づく教育、保育等の現場における取組（定期的なアンケート・面談の実施など）を理解してもらうとともに、児童等のケアの観点から、性暴力とは何かということや、児童

等が被害にあった場合の対応、こどもの権利等について知識を身に付けてもらうことが重要である。

イ 保護者に対する周知・啓発に当たっての留意点

- 保護者説明会の際や日々の取組（相談窓口の周知の際など）の中で、適切に周知・啓発を行うことが望ましい（詳細は横断指針 p. 27、28 参照）。
- 特に、「不適切な行為」については、事業内容等に応じてその範囲が異なり得るものであることから、児童等・保護者・従事者が共通認識を持つことがトラブル防止の観点から非常に重要となる。このため、ルール作りの際に保護者にも意見を照会したり、定期的に周知したりすることが望ましい。
- また、被害の早期把握においては、保護者の気づきも重要なきっかけとなるものであり、本章「3. 児童対象性暴力等を把握するための措置（法第5条、第20条第1項第2号及び第3号関係）」も参照しながら、児童等の様子が気になる際や、児童等から気になる発言を聞いた際の相談先を明確に設定して周知すること、相談を行うことへの保護者の心理的ハードルを下げるための工夫を行うことも重要である。
- 犯罪事実確認の結果や児童対象性暴力等の疑い等に関する情報については、個人の重要なプライバシーにかかわるものであり、これに関するうわさが生じた場合には、当該児童等を大きく傷つけたり（二次被害）、当該従事者の利益を大きく損なったりするだけでなく、本制度の信頼を失墜させ、制度そのものが有効に機能しないおそれが生じることとなる。
- このため、保護者に対して、うわさを立てたり広めたりしないよう、丁寧に周知し、協力を呼び掛けることが重要である。
- また、対象事業者が児童対象性暴力等の疑いに関する調査を行っている際などに、その時点で被害を受けた疑いのある児童等の保護者以外の保護者がうわさ等を根拠に対象事業者に過度に説明を求めるようなことは、対象事業者としての性暴力の防止のための措置に、かえって遅れや混乱、児童等・保護者への二次被害等を生じさせること等にもつながり得る。
- このため、何か事案が発生した場合の対応として、事後になったとしても可能な範囲で保護者への説明を行うことや、その時機については適切なタイミングとすることを、あらかじめ周知しておくことが考えられる。